

地元同意を得た島根原子力発電所 2号機

六月二日、中国電力の島根原子力発電所2号機（沸騰水型、八二万キロワット）の再稼働について、島根県の丸山達也知事が、地元同意を表明しました。なぜ発電所の稼働に、県知事の同意が必要なのでしょう。今月は再稼働の手続きについて解説します。
（編集部）

現在、日本の原子力発電所は、新規制基準に基づく審査に合格しなければ、運転をすることはできません。

島根県松江市鹿島町に建設された島根原子力発電所2号機も、東日本大震災後の定期検査以降、運転を停止し、審査を受けています。

事故の後に新規制基準を策定

原子力の災害を防ぐため、原子力発電所をはじめとする原子力施設に対して、国の規制が行なわれています。

二〇一一年三月に発生した福島第一原子力発電所の事故の反省や国内外からの指摘を踏まえて、原子力施設の安全性を強化するため、新規制基準が策定されました。新規制基準では、

地震や津波への対策が強化されたほか、自然災害や火災などの幅広いリスクに備えるため、設計基準が強化されました。

また、過酷事故による放射性物質の拡散抑制などを踏まえた対策が求められています。

島根原子力発電所2号機も、この基準に適合しているかを審査されています。二〇一三年末に原子力規制委員会に申請書を提出後、二〇二一年九月に審査に合格、再稼働に向けた準備を進めていました。

知事は再稼働を「容認」と表明

そして、六月二日に丸山知事は、再稼働について「容認する」と表明しま

した。原子力発電所の再稼働は、安全確保を大前提に、地元の理解を得ながら進めることが政府の方針です。

一般的には、原子力事業者と施設が立地する道府県、市町村、隣接市町村との間には、周辺住民の安全確保や環境の保全を図ることを目的として「安

全協定」が締結されます。

島根原子力発電所の場合は、中国電力と島根県や松江市、鳥取県、隣接五市と安全協定を締結し、再稼働に関しては、立地自治体である島根県と松江市の事前了解が必要となっています。

隣接五市、鳥取県が今年三月までに容認し、松江市は今年二月に、

そして今回、島根県が事前了解をしたことにより、再稼働に必要な「地元同意」が得られました。これは再稼働に向けた大きな一歩ですが、すぐに発電所が稼働できるわけではありません。

安全管理などのルールを定めた「保安規定」や、「工事計画」の認可を受け、工事が申請した計画通り行なわれたかなど、使用前検査に合格しなければ再稼働はできません。島根2号機は、こうした安全対策などを着実に実施し、二〇二二年度内の工事完了を目指しています。



●中国電力島根原子力発電所